

佐倉市告示第百二十五号

本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成二十三年六月四日から効力を生ずる。

平成二十三年六月三日

佐倉市長 藤和雄

別紙
変更調書

新 大字	旧		地 番
	大字	字	
西ユーカリが丘 一丁目	宮ノ台 四丁目		4の1～4の19 4の23 4の24
	宮ノ台 五丁目		4の1 4の13～4の24 7の1～7の9 8の1～8の5 9の1～9の12 10の1～ 10の4 13の1～13の9 104の27～ 104の29 104の31
宮ノ台五丁目	井野	向原	宮ノ台五丁目140の30地先の道路である公有 地の全部
西ユーカリが丘 三丁目	井野	長割	830の2 834 835の1 856～85 9
	ユーカ リが丘 七丁目		7の1
西ユーカリが丘 五丁目	ユーカ リが丘 七丁目		1の1～1の3 1の11 1の12 1の16

及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成22年11月5日現在の登記事項証明書によるものである。